

今月の一言 分析・分析・分析・・・分析することにより、有用な知見を得られることはよく経験するところである。しかしながら、それだけでは十分とは言えない。総合的な所産の極め付けである建築づくり・都市づくりには、全体を方向付ける錦の御旗・哲学がどうしても必要である。
(松縄 堅)

Topics

- 10月6日に「エリアマネジメント シンポジウム 2008」が開催されます。主催：国土交通省土地・水資源局、会場：三田共用会議所 1階講堂、事務局：NSRI。詳細は http://www.mlit.go.jp/report/press/land02_hh_000020.html まで。
- ◆ 8月6日に山村上席研究員が、第98回建築設備総合ゼミナール(主催(社)建築設備総合協会)にて、「低炭素社会実現に向けたヒートアイランド対策 - 都市街区におけるクールスポット形成とCO2削減 -」の講演を行いました。

環境配慮の仕組みとしての SEA (戦略的環境アセスメント)

計画段階での環境配慮の仕組みとしての SEA (Strategic Environmental Assessment: 戦略的環境アセスメント) の制度が構築されようとしている。海外では EU の諸国や中国、韓国等において既に制度化されており、国内では一部の自治体 (埼玉県、東京都、京都市、広島市等) が先行して制度化し、EIA (Environmental Impact Assessment: 事業段階のいわゆる環境アセスメント) と併せて実施している。

SEA については、昨年 4 月に環境省が「戦略的環境アセスメント (SEA) 導入ガイドライン」を策定・公表しており、今年 4 月には、国土交通省でも管轄する公共事業を対象として「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン」を公表している。

また、上記以外の多くの自治体において制度化に向けた検討が進められている。

この SEA の制度化に関しては、諸外国と比べて導入の遅れを指摘する声や、事業実施段階の EIA では既に位置・規模等の計画が確定して環境配慮が十分とはいえず構想・計画段階から環境配慮を組み込む必要性を指摘する声が以前からあったことが背景にある。

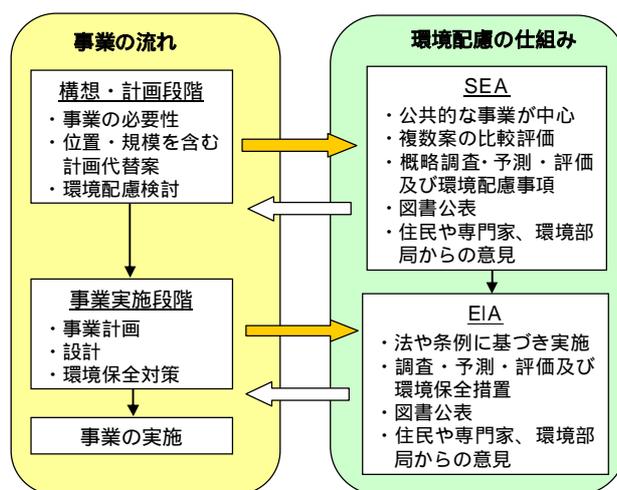
環境省の SEA ガイドラインでは、法に基づく第一種事業を中心に位置・規模等の検討段階で著しい環境影響を把握し、複数案の環境的側面を比較評価するとともに、環境配慮事項を整理して、それを計画に反映することにより環境影響の回避または低減を図るものとしている。この SEA の主な特徴は、より早期の段階で環境配慮を検討し実施すること、環境影響評価に係る図書を公表して住民や専門家からの意見を求めること、複数代替案を作成して比較検討すること、にある。

民間が行う大規模な建築物等は SEA の対象となっていないが、公共的な建築物を対象としている自治体がある。京都市では、総合庁舎、消防署、市立病院といった公共建築物に対して、計画段階環境影響評価要綱に基づいて SEA が実施されている。

SEA の手続きは、環境配慮報告書案を作成して公表・縦覧し、市民からの意見聴取、審査会での専門家による審査が行われて意見書が事業者に提出される。ただ、環境面から複数案を一つに絞り込むことまでは求められておらず、事業主体が SEA の結果を踏まえて社会的側面、経済的側面を含む総合的な見地から最終案を決定することになっている。

建築物に関する SEA の事例では、大気環境 (工事中の大気質、騒音、振動)、自然環境 (植物)、快適環境 (景観、文化財)、地球温暖化、廃棄物・残土、日照・電波障害などの環境要素が取り上げられているが、要素によっては予測せずに定性的な評価のみが行われている。国内における実施事例はまだ少ないため、SEA に係る調査・予測・評価の方法・ツールについては検討段階にある。

現在のところ、SEA の対象となる事業は限定されているため、その効果が広がりにくくなっており、環境アセスメント制度を補完する環境配慮の仕組みを構築・強化しようとする動きも見られる。より小規模な事業についても、早期の段階から環境配慮していく必要性が広く認識され、環境に配慮した事業が自主的に実施され、持続可能な社会の形成につながることを期待したい。
(池田 英治)



事業の流れと環境アセスメントの関係

定期配信をご希望の方

定期配信を御希望の方は、下記メールアドレスまで。
(chihiro.kimura@nikken.co.jp 担当: 木村千博)

編集後記

今年は夕立のレベルを超えた局所的な集中豪雨が頻発し、被害も出ていますが、これが秋の足音となるような時代にはなっていないものか。(T)